

各国の危機管理組織の概要

「政府の防災・安全保障・危機管理体制の在り方に係る調査」（平成26年3月）及び各機関ホームページ等より内閣府防災において作成

1 アメリカ合衆国

（1）危機管理対応を行う組織の概要

1979年に設置された（2003年から国土安全保障省の傘下）FEMA（Federal Emergency Management Agency 連邦危機管理庁）が危機管理対応を行う。FEMAは長官をトップとし、7,672名の常勤職員（10,600名の非常時対応要員）を擁する組織であり、予算は約136億USD（2013年度）（うち洪水保険36億USD）。

基本的にオールハザード・アプローチを採用しているが、生物事故、サイバー事故、原子力・放射能事故などの特殊な事象に対しては専門知識を有する省庁が主導的に対応している。

（2）平時対応

FEMAは保護・準備部、応急対応・復旧部、連邦保険・緩和部、米国消防局、活動支援という組織を持つ。保護・準備部が、米国政府が目指す姿、危機管理の枠組み等防災の仕組みを構築しているほか、年に一度、National Preparedness Reportを発行し、米国が直面するリスクやこれまでの対応状況の評価を行っている。災害発生時に対応を行う応急対応・復旧部は、平時には災害対応・復旧のための計画立案や事前準備等を進めている。

更に全米を10ブロックに分け、ブロック毎に常設の地域事務所を設置している。

（3）非常時対応

州又は地方政府の対応能力・資源を超えた大規模災害又は緊急事態であり、甚大な被害のおそれがあると認められる場合は、州知事から大統領宣言発令を要請し、大統領により大規模災害宣言又は緊急事態宣言を発令する。緊急事態宣言が発令されると、連邦政府と地方政府の活動及び資源を調整するため連邦調整官が任命され、FEMAを中心としてスタッフード法及び国家対応枠組に規定される連邦援助が開始される。

政府としてESF（緊急支援業務）を定め、この15に類型化された業務の遂行部門について、調整機関、主要機関、サポート機関として各省庁を指定しており、これらの機関相互の調整が難航する場合には、FEMAが最終的な調整を図る仕組みを構築している。

また、発災時には全国10か所の地域事務所から被災地に職員を派遣し、連邦政府と州政府との間の連絡・調整を実施する。

2 イギリス

(1) 危機管理対応を行う組織の概要

2001年に設置された内閣府の CCS (Civil Contingencies Secretariat 民間緊急事態事務局) が危機管理対応を行う。CCS は約 60 名の職員を擁する組織。緊急事態対応の予算は各省庁が負担し、CCS の予算は平時対応のみである。

民間緊急事態法が対象としているのは、自然災害や伝染病、テロリズム、ライフラインや社会インフラの停止などの幅広い緊急事態である。事象ごとに LGD (LGD: Lead Government Department 主幹省庁) が定められており、CCS はあらゆる緊急事態(ただし、安全保障に関わる事態を除く。)において各機関の調整等の責任を持つ。

(2) 平時対応

CCS は評価課、作戦課、政策課という組織を持つ。平時の業務は「リスク評価」、「準備と計画」、「対応と復旧」、「強靱な社会の構築」の4つである。

緊急事態対応の責務は基本的に地方に課されているが、地方自治体だけでなく、警察や消防、救急サービス等他の機関にも同様の責務が課されており、このようにさまざまな機関が同様に対応に当たることを、マルチ・エージェンシー体制と呼んでいる。各地方の警察が緊急事態対応を取り仕切る場合が多く、また、地方政府が民間緊急事態事務局の窓口となる場合が多いが、警察や地方政府は、その他の機関に対して明確な権限を持つわけではない。地域政府事務所はかつて存在していたが、2010年に廃止された。

(3) 非常時対応

緊急事態の状況が深刻、又は影響が広範囲に及ぶ場合には、内閣府ブリーフィングルーム (COBR : Cabinet Office Briefing Rooms) が立ち上がり、民間緊急事態委員会において国家としての対応方針を検討する。緊急事態ごとに定められた LGD を中心に、複数の省庁が連携し緊急事態対応に当たる。他の省庁は LGD の対応の支援を行う (LGD が他の省庁に対し指揮命令権限を持っているわけではない)。

発災時には、緊急事態要員が現地に派遣されコミュニティ・地方自治省との連絡調整を実施する。

3 ドイツ

(1) 危機管理対応を行う組織の概要

2004年に設置されたBBK(Federal Office of Civil Protection and Disaster Assistance:市民保護・災害援助の連邦政府機関)が危機管理対応を行う。BBKは内務大臣をトップとし、344名の職員を擁する組織である。

(2) 平時対応

BBKは危機管理部、非常時対策・重要社会基盤・国際協力部、研究技術・健康防護部、民間人保護訓練及び危機管理・非常時計画・民間人保護アカデミー部という組織を持つ。また、民間人保護及び防災における救護のための技術的な支援を行う組織として、連邦技術支援隊(THW)が設置されている。

ドイツの憲法によると、平時は、州があらゆる災害対応を担当しており、災害の異なる種類の間には構造的な違いは存在しない。連邦政府が民間防衛のための全ての責任を持つこととなるのは戦争時のみであり、平時における災害対応、普及対応は16の州が担当している。さらに、当該州の対応は全て郡及び市町村に権限委譲されているため、実際の災害活動は郡、市町村レベルで実施される。

(3) 非常時対応

各州で制定されているそれぞれの法律によれば、通常の災害時には、郡や市町村が一次的な対応機関と認識され、郡や市町村の首長は、緊急事態及び災害の現地における対応を管理している。州の対応能力を超えたり、被害が境界線を越えるような大災害が発生したりした場合は、内務省に省庁間を調整する組織が立ち上がる。上記の組織が立ち上がった場合、内務省は他の連邦省庁や他の州と連携して、被災地への支援の調整を図る役割がある。災害時における指揮命令などの手法を示した規則として「General Incident Command regulation 100 (通称「DV100」)」が定められている。これは国内のすべての自治体に適用されるものであるが、一般的なフレームワークを定めているにとどまり、災害対策本部の編成及び指揮命令系統のプロセスを決めたものであるため、現場の指揮官の意思決定を拘束するものではない上、州は自由裁量権を持っていることから、州が記載事項に必ず従わなければならないという義務は存在しない。

4 フランス

(1) 危機管理対応を行う組織の概要

1975年に設置された内務省のDSC (Directorate of Civil Defense and Security 民間防衛・安全理事会) が危機管理対応を行う。DSCは内務大臣をトップとしている。

(2) 平時対応

国レベルでは、内務大臣が、フランス国内全域を通して災害時の地域・公共施設等への救済措置を準備し、緊急事態における資源の調整を行うこととなっている。

(3) 非常時対応

自然災害に対する救助活動や復旧活動については、初動は市町村等の各地方自治体が行い、災害の規模等に応じて、県レベル、管区 (zone) レベル、国レベルと、レベルが上がっていく。県ごと、管区ごとに、災害対策計画 (ORSEC 計画) が作成されており、県単独では対応できない大規模災害や複数の県にまたがる災害等の場合は、管区の ORSEC 計画が発動することとなっている。

国レベルでは、内務大臣が、フランス国内全域を通して災害時の地域・公共施設等への救済措置を準備し、緊急事態における資源の調整を行うこととなっている。

管区レベルでは、管区の長が防衛管区内において緊急事態における資源の調整を行う。管区の長は業務遂行のため、地域間の民間安全運用調整センター (COZ: Civil Security Operational Coordination Centre) を持ち、管区長の権限で自由に動かすことができる。

県レベルでは、県知事が緊急事態における公的及び私的な資源の確保と県内の資源の調整を行う。県知事は、消防や緊急サービスに係るオペレーションセンター (Departmental Operations Centre of the Fire and Emergency) を持ち、知事の権限で自由に動かすことができる。

5 韓国

(1) 危機管理対応を行う組織の概要

2004年に設置された安全行政部の NEMA (National Emergency Management Agency 消防防災庁) が危機管理対応を行う。NEMA は消防防災庁長 (安全行政部長官) をトップとし、435名の職員を擁する組織であり、予算は約3億 USD。

NEMA は、台風、地震等の自然災害及び火災・爆発・交通事故等の人的災害を対象とする。なお、原子力防災については、原子力安全委員会の放射線防災局が中心となり、中央緊急時対策本部が設置される。

(2) 平時対応

消防防災庁は庁長及び次長の下、1官 (企画調整官)、3局 (予防安全局、消防政策局、防災管理局) という組織を持つ。主な業務は、危険要因の排除 (安全基準の設定と安全点検の徹底、防災施設等の建設、減災促進のための教育活動等)、人的資源の確保 (人的資源を確保し、これを基に動員計画と対応計画を策定)、防災設備管理 (避難のための宿泊施設の管理、CCTV 管理等)、リソースの確保 (救助機器、救援物資などの備蓄、分散状況の把握)、大型施設の点検 (道路や橋等の管理、公共施設・地方自治体施設・巨大建造物や国家的重要施設の管理)、危険エリアの把握 (危険要因を抱えたエリアを災害危険区域として管理)、政府への助言 (災害情報コントロール室での事故や災害の監視及び首相等への助言) である。

(3) 非常時対応

非常時には、安全行政部内に安全行政部長官を本部長として中央災難安全対策本部が置かれる。本部長は実動職員や災難管理責任機関職員の派遣要請、国防部長官に対する軍部隊の要請を行うことができる。安全行政部は NEMA に加え、警察庁も管轄しており、消防と警察の活動を統合的に調整できる。

現場の実動部隊である消防及び警察は安全行政部直轄である。非常時には、現場情報管理官が被災地に派遣されることもある。災難情報は「国家災難管理支援システム」と呼ばれる情報システムの活用を通して効率的に伝達・共有される。国家災難管理支援システムは、中央政府や地方自治体他、関係機関の連携により整備され、平時から、地理情報など災害対応に役立つ情報が集約されている。非常時には各地方自治体内の災害担当者が、リアルタイムで把握された情報を逐次入力する。また携帯情報端末などを用いて被害現場での実際の状況を伝えることもある。

中央災難安全対策本部は、地方自治体に設置される災難安全対策本部を指揮する。

※ 2014年の旅客船沈没事故を受け、現在、危機管理組織の見直しが検討されているところ。

6 台湾

(1) 危機管理対応を行う組織の概要

行政院の災害防救辦公室が危機管理対応を行う。

災害ごとに災害予防・対応業務主管機関が定められているが、政府全体としてはオールハザードの想定となっている（機関の定めがない場合は、中央災害予防・対応会議が主管機関を指定。）。

(2) 平時対応

台湾には、日本の中央防災会議に相当すると考えられる、中央災害予防・対応会議（中央災害防救會報）があり、災害防救辦公室が事務局機能を果たしているほか、防災政策・措置の研究、中央災害防災会議及び中央災害防災委員会で可決された事項の監督、防災の基本方針及び防災基本計画の研究、防災業務計画及び地方防災計画の予備審査、災害警報や観測、通報システムの支援・指導等を行う。

(3) 非常時対応

法律によって、災害の種類などにより担当となる機関が「中央災害予防・対応業務主管機関」が定められており、災害の予防や対応、復興を担当する。また、これらの機関から従属する機関に対して予算の配分や計画策定の支援が行われる。主な災害の中央災害予防・対応業務主管機関は以下のとおりである。

- ・台風、地震、火災等 内政部
- ・水害、干ばつ、ライフライン関係 經濟部
- ・寒波、土砂崩れ等 行政院農業委員会
- ・飛行機事故、交通事故等 交通部

重大な災害が発生又は発生する見込みがある場合、災害の規模や性質、被災状況、影響等に応じ、中央災害予防・対応業務主管機関の主導によって中央災害対応センターが設置される。また、発災時には、中央災害対応センター指揮官の同意により、被災状況に応じて、現地に前進指揮所が設置され、中央災害センターは前進指揮所を通じて、国防部や内政部（消防署）など各中央省庁の被災地での業務を調整し、被災現場の確認、支援物資調整、救援活動を実施する。中央災害予防・対応業務主管機関の対応だけでは災害を処理することができない場合には、軍の支援が要請できる。派遣される軍の人数や派遣先、人員分配、教育訓練、救済出動時及びその他の関連事項は、国防部と内政部が決める。